

# 手洗いで感染症を

# やっつけよう



## ～手洗いチェッカーの貸出しを行います～

新型コロナウイルスやインフルエンザ、ノロウイルスなどの感染症は、くしゃみ、咳、空気による拡散もありますが、最も多いのは人の手を介する拡散です。

**菌やウイルスは、自分たちでは動かないので手指を介して拡散します。**

日本赤十字社三重県支部では、そうした感染症の拡大防止対策として、自分の手洗い方法、洗い残し部分の確認ができる「手洗いチェッカー」の貸出しを行います。（ローション付。貸出しの詳細は裏面）

普段は見えない洗い残しを「見える化」することで、自分の洗い方の癖を知り、どこを意識して洗えばいいかを確認することができます。

### 手洗いチェッカーで 洗い残しをみましょう



(手の甲)

(手の平)

#### 洗い残しをしやすい部分

色の濃い部分：頻度が高い

色の薄い部分：頻度がやや高い

①ローション（ポンプ1押し）を手全体にぬる

②手を洗う（いつもの洗い方で）

③ライトでチェック！

※光っている部分が洗い残し！

④正しい手洗い方法でもう一度洗う

⑤ライトでチェック

※専用ライトの光源は直接見ないでください。

※手にアレルギーや湿疹がある場合、使用しないでください。

※お肌に合わない時は、ご使用をお止めください。



## 日本赤十字社三重県支部手指衛生普及啓発事業実施要領

### (趣旨)

第1 この要領は、新型コロナウイルス・インフルエンザ・感染性胃腸炎等の感染症予防の普及啓発を図るため、手指衛生普及啓発機器（(手洗いチェッカー)、以下「手洗いチェッカー」という）の貸出について必要な事項を定めるものとする。

### (貸出対象者)

第2 手洗いチェッカーの貸出対象者は、日本赤十字社三重県支部（以下「三重県支部」という。）に登録した青少年赤十字加盟校・園と地域奉仕団及び特殊奉仕団（以下「加盟校等」という。）とする。なお、三重県支部事務局長が特に認めた団体についてはこの限りではない。

### (貸出費用)

第3 貸出費用は、無料とする。

### (貸出台数)

第4 手洗いチェッカーの貸出台数は、1回につき1台とする。

### (手続)

第5 手洗いチェッカーの貸出を希望する加盟校等は、事前に電話で空き状況を確認のうえ、手洗いチェッカー使用申請書（様式1）により、利用日の1週間前までに三重県支部事務局長に申請しなければならない。

2 三重県支部事務局長は申請書の内容を審査し、適当と認めるときは貸出を許可し、その旨を加盟校等に連絡する。

3 手洗いチェッカーの貸出は、原則三重県支部で直接手渡しとするか業者による配送とする。ただし、業者による配送を希望する場合は、三重県支部が配送料を負担する。

### (貸出期間)

第6 貸出期間は、原則として14日間以内とする。

### (目的外利用の禁止等)

第7 手洗いチェッカーの貸出を受けた加盟校等は、許可を受けた目的以外に利用し、又はその権利を第三者に譲渡し、もしくは転貸してはならない。

### (利用の制限)

第8 三重県支部事務局長は、第5の2項の許可に当たり、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、手洗いチェッカーの貸出を許可しないものとする。

- (1) 日本赤十字社三重県支部の事業に支障があるとき。
- (2) 営利を目的とするもの又はこれに類するものの利用に提供するとき。
- (3) 公序良俗その他公共の福祉に反するとき。
- (4) 危険又は棄損のおそれがあるとき。

### (加盟校等の責任)

第9 加盟校等は、手洗いチェッカーを利用にあたっては、別紙注意事項を厳守しなければならない。

2 加盟校等は、手洗いチェッカー利用上の事故について一切の責任を負わなければならない。

3 貸出期間中の手洗いチェッカーの維持管理は、加盟校等の責任において行わなければならない。

4 手洗いチェッカーを破損・汚損又は紛失したときは、加盟校等の負担において原形に復し、又は現品をもって弁償しなければならない。ただし、三重県支部事務局長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

### (手洗いチェッカーの返納)

第10 加盟校等は、手洗いチェッカーの使用を終了したときは、速やかに手洗いチェッカー使用報告書（様式2）とともに返納し、破損等の異常の有無について三重県支部事務局長の確認を受けなければならない。

附 則 この要領は、令和2年12月1日から施行する。